

④ 賞与を支給した場合の取扱い

Q : 会社が賞与を支給した場合、使用人に対して支給した賞与については損金として認められますが、役員に対して支給した賞与については損金として認められません。何故でしょうか？

A : 役員と使用人では会社との間の法律関係が異なるため、使用人賞与が賃金の一部と考えられるのに対し、役員賞与は利益の一部の分配であると考えられるためです。

【解説】

法人税法上、賞与とは、臨時的な給与をいい、月々定期的に報酬をもらっていない役員に支払われる年俸や退職給与を除いたもの全てがこれに該当します。賞与のうち、使用人賞与については損金算入されますが、役員賞与については損金算入されません。これは、使用人と会社は雇用関係にあるため、賞与の支給も賃金の一部と考えられるのに対し、役員と会社は経営の一切をまかされている委任関係にあることから、賞与は、会社に利益があがった場合のその利益の処分として株主総会の決議に基づいて支払われるという性格のものだからです。

なお、役員賞与には、現金支給されるもののほか、会社から無償や低額で支給された土地や建物などの資産や棚卸資産、渡切交際費のうち精算不要のもの、個人的な債務を肩代わりしてもらった場合の債務免除益などの臨時的な経済的利益一切が含まれ、全額が損金不算入となります。

